

○南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（案） ※改正案の欄中、改正のない条文の内容は略している。

改正案	現 行	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項及び南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）第36条第1項の規定による諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号。以下「情報公開条例」という。）第12条第1項及び南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）第36条第1項の規定による諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p> <p>(2) 個人情報保護条例第7条第2項第9号及び第3項、第9条第1項第8号、第10条、第11条第2項又は第15条第1項第3号イに規定する意見を述べること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>引用条項の条 ずれ</p>

改正案	現 行	備 考
<p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第14条第1項の規定により諮問した実施機関及び個人情報保護条例第36条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、<u>審査請求</u>に関する情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく諮問実施機関の決定に係る行政文書又は個人情報記録されている行政文書（以下「行政文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等の開示を求めることができない。</p> <p>2 略</p>	<p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第12条第1項の規定により諮問した実施機関及び個人情報保護条例第36条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、<u>異議申立て</u>に関する情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく諮問実施機関の決定に係る行政文書又は個人情報記録されている行政文書（以下「行政文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めが</p>	<p>引用条項の条 ずれ 用語の整理</p>

改正案	現行	備考
<p>3 略</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、<u>審査会</u>は、<u>審査請求</u>に係る諮問に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>5 略</p> <p>（意見の陳述等）</p> <p>第7条 <u>審査会</u>は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、<u>審査会</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、<u>審査会</u>の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>3 <u>審査請求人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、<u>審査会</u>が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>あつたときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書等の内容及び当該決定をした理由を<u>審査会</u>の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、<u>審査会</u>に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、<u>審査会</u>は、<u>不服申立て</u>に係る諮問に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>5 第1項及び前2項に定めるもののほか、<u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>（意見の陳述等）</p> <p>第7条 <u>審査会</u>は、<u>不服申立人等</u>から申出があったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、<u>審査会</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>異議申立人</u>又は参加人は、<u>審査会</u>の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>3 <u>不服申立人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、<u>審査会</u>が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う用語の整理（以下特記以外は同様）</p>

改正案	現行	備考
<p>4 審査会は、前項の規定により<u>審査請求人等</u>から意見書又は資料が提出された場合には、<u>審査請求人等</u>（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。 （提出資料の写しの送付等）</p> <p>第8条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第7条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、<u>当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧又はそれらの写しの交付その他の物品の供与（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の</u></p>	<p>4 審査会は、前項の規定により<u>不服申立人等</u>から意見書又は資料が提出された場合には、<u>不服申立人等</u>（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。 （提出資料の閲覧等）</p> <p>【新設】</p> <p>第8条 <u>不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付その他の物品の供与（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。</u></p> <p>【新設】</p>	<p>情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条に準じた規定の整備</p> <p>項の繰下げ及び用語の整理</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会設置法第</p>

改正案	現 行	備 考
<p><u>意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 審査会は、<u>第2項</u>の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>5 <u>第2項</u>の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(審査請求に係る調査審議手続の非公開)</p> <p>第9条 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付)</p> <p>第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するものとする。</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>以下略</p>	<p>2 審査会は、<u>前項</u>の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(不服申立てに係る調査審議手続の非公開)</p> <p>第9条 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付)</p> <p>第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>以下略</p>	<p>13条に準じた規定の整備 項の繰下げ及び字句の整理</p>